労秘第三六〇號

昭和六年二月四日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
宮内大臣 一木喜徳郎殿
社會局長官殿
各廳府縣長官殿

北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知 静岡 福岡
千葉 埼玉 山梨 長野 茨城 福島 栃木 群馬

レ

東京電燈株式會社從業員本年度昇給停止ニ關スル件（第五報）

標記東京電燈株式会社本年度昇給停止ニ対スル東電從業員組合ノ其後ノ動靜次ノ如シ

一、嘆願書提出

組合本部ニ於テハ一月三十日午后六時ヨリ組合本部ニ於テ交渉委員会ヲ開催シ此後ノ方針ニ就キ協議ノ結果更ニ嘆願書

イ

江東の同志諸君

大家動員して本社へ!!

来る二十九日は俺達の嘆願書に対する回答日だ!!
俺達の代表は本社にやって会見する事になってゐるのだ
俺達大衆は大挙して本社におしかけ会社に対して[illegible]
[illegible]
如 組織も未組織も全部本社へおしかけろ!!
会社に団結の力を見せてやらなくてはならぬ!!

去る二十五日深川の職場に弾圧があった
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
俺達を弾圧する為に何故会社を弾圧しないのか
不法弾圧絶対反対!!

江東の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
何者もこれを止めることが出来ない運動なのだ
労働者万歳